

令和7年5月12日
障 害 福 祉 部

東京都による児童発達支援等の0～2歳児第1子の利用料無償化に伴う区の対応について

(付議の要旨)

都が令和7年9月から実施する児童発達支援事業所等の0～2歳児第1子の利用料無償化に伴い、区における都補助を活用した無償化事業の実施を決定する。

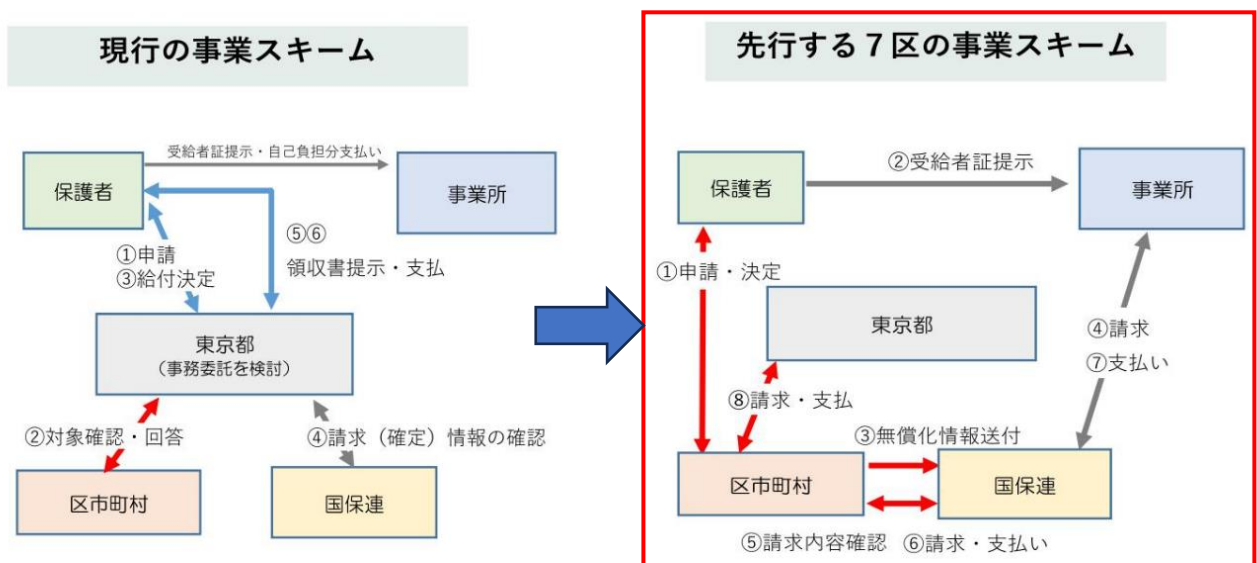
1 主旨

都では、保育料の第1子無償化に合わせて、令和7年9月から児童発達支援事業所の0～2歳児の第1子の利用料を無償化するとしたことから、都が示した無償化の事業スキームに基づき、令和7年9月から区において都補助を活用した無償化対応を実施する。

2 都が示した事業概要等

- (1) 現行事業（第2子以降の無償化事業）は、保護者が直接都に申請し都が保護者に支払う償還払いの方式
- (2) 保護者の手続き等の負担軽減を図るため、既に第1子無償化事業を先行実施する7区（千代田、中央、文京、墨田、豊島、足立、葛飾）の支払方を参考に變更
- (3) 變更にあたり、各区市町村の支給決定や受給者証の発行事務の状況を調査
- (4) 令和7年9月までにシステム改修等の対応が間に合わない自治体は、対応できるまでの間、都が第1子及び第2子以降も含めて従来の償還払い方式で対応

【参考】 現行の都事業スキーム及び新たな事業スキーム



【参考】都が示したスケジュール

年度	7年度			
月	4～6月	7～8月	9月～12月	1～3月
制度	～7年8月分まで 現行制度（都において、直接保護者に支給決定・支払い）			
			令和7年9月分～ 第一子を含めた無償化	
区の事務内容	予算要求・事業創設・補正予算要求		都への補助金交付申請・概算払い・清算	
	システム改修			
		申請・決定 受給者証再発行	国保連への支払い ※翌々月上旬	

3 今後の区の対応について

区における無償化対応を実施するにあたり、受給者証の管理や東京都国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）への支払いデータを作成する区のシステム改修や受給者証の発行、利用料に係る予算計上等が必要となる。今後、関係所管と調整し、利用者への周知含め、令和7年9月実施に向けた準備を進める。

なお、システム改修については令和7年5月中に終える見込みであり、利用料の支払いに関する国保連とのデータ連携についても6月中に確認可能と見込んでいる。

4 所要経費（令和7年度）

(1) 歳出予算 4, 0 7 7 千円

<内訳>

0～2歳児児童発達支援等無償化補助 4, 0 7 7 千円

※無償化補助については、9月開始想定のため7ヶ月分を計上

システム改修費や事業創設に係る経費は既存予算で対応する

(2) 歳入予算 4, 0 7 7 千円

<内訳>

0～2歳児児童発達支援等無償化補助 4, 0 7 7 千円

5 今後のスケジュール

令和7年5月 福祉保健常任委員会報告
システム改修等、事業実施に向けた準備

6月 令和7年第2回定例会 補正予算案提出

7月 利用者及び事業者等への周知

8月 交付決定、受給者証再発行

9月～ 無償化制度開始

【参考】現在の児童発達支援の利用者負担上限月額

所得区分	内容	利用者負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得 1	保護者の方の収入が 8 0 万円以下の区民税非課税世帯	0 円
低所得 2	低所得 1 以外の区民税非課税世帯	0 円
一般 1	区民税所得割額 2 8 万円未満（※）の区民税課税世帯	4, 6 0 0 円
一般 2	上記以外の方	3 7, 2 0 0 円

【参考】令和 6 年 4 月における 0 ～ 2 歳児児童発達支援利用者数に基づく
都無償化による区の負担額の試算（都補助 10/10）

	支給決定児童数 (人)	利用者の月額 平均支払額(円)	区の月間負担額 (円)	区の7ヶ月分の 負担額(円)
一般1	62	3,083	191,146	1,338,022
一般2	50	7,825	391,250	2,738,750
合計	112	—	—	4,076,772